障がい者虐待防止センターが相談・通報・届出を受付けた場合

1777	有信付的エセンダーが相談・連報・油山を受付りに場合				
	内容	障がい 福祉課	虐待防止 センター	関係機関	備考
1	相談・通報・届出の受付		0		24 時間連絡体制
2	受付記録の作成		0		
3	第一次的な虐待の有無の確認、緊急性の判断		0		センターにおいて通報内容の詳細 を確認するとともに、障がい福祉 課に速やかに連絡する。
4	コアメンバーによる協議 対応方針の協議 (今後の対応方針、職員の役 割分担などを決定)	©	0		①虐待の疑いがあるかどうか、② 緊急対応が必要かどうかをコアメ ンバーで判断する。
(5)	事実確認、訪問調査 (児童虐待防止法では 48 時 間以内に実施)	©	0	Δ	障がい福祉課が実施する。 必要に応じセンターも同行する。
6	コアメンバー会議・ ケース会議 援助方針の決定	0	0	Δ	開催の決定、招集、会議の進行、 各機関への連絡調整は障がい福祉 課が行う。センターが虐待対応計 画(案)を作成する。
*	立入調査→ケース会議 (障がい者の安全確認ができ ない場合など)	0		Δ	必要に応じ障がい福祉課が実施する。必要に応じ警察署長へ援助要 請を行う。
⑦-1	障がい者の保護 (養護者との分離)	©			必要に応じ障がい福祉課が措置を 実施する。
7-1	積極的な介入の必要性が高 くないと判断された場合の 障がい者への支援	0	©	0	
7-2	養護者への支援	0	0	Δ	
*	成年後見制度利用開始の審 判請求(市長申立て)	0			必要に応じ障がい福祉課が実施す る。
8	モニタリング	©	©	0	ケース会議の決定に基づき、行う。 複数の目によって行うことが重 要。当初の対応方針では十分な対 応ができなくなった場合には、速 やかにケース会議を開催する。
9	虐待対応の終結	©	0	Δ	虐待行為そのものの解消だけでな く、虐待の発生要因が除去される ことにより虐待行為が発生しない という判断。組織的に虐待対応の 終結を決定する。
その後	終結後の生活支援	Δ	Δ	©	通常業務として、相談支援または 関係事業所等に引き継ぎ、必要に 応じ連携を図る。